

会 議 録 目 次

平成21年第10回海田町議会臨時会（第1日目）

平成21年11月20日（金）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第2	会期の決定について……………	3
日程第3	第46号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第4	第47号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
日程第5	第48号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	8
日程第6	第49号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第6号）……………	15
日程第7	第50号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	21
日程第8	第51号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	25
日程第9	発議第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
	（閉 会）……………	29

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町       | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部     | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部     | 長 | 園 山 純   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 企 画 課     | 長 | 細 川 真 示 |
| 財 政 課     | 長 | 臼 井 真   |
| 総 務 課     | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 生 活 安 全 課 | 長 | 佐々木 正 樹 |
| 住 民 課     | 長 | 飯 田 義 光 |
| 福 祉 課     | 長 | 窪 地 満   |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 加 藤 一 生 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 任 主 事 | 中 村 修 介 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第46号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第47号議案 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第48号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第49号議案 平成21年度海田町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 第50号議案 平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 第51号議案 平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 発議第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成21年第10回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第9に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より3番、下岡議員、4番、住吉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第46号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は条例改正3件、補正予算3件を提出させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、第46号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の勤務時間に準じ、職員の勤務時間を短縮するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第46号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。あわせて資料1の職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をお出しく下さい。今回の改正は、昨年の人事院勧告により国家公務員の勤務時間が短縮されたことを踏まえ、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

第2条第1項で、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改め、同条第2項では、短時間再任用職員の勤務時間について改めております。第3条第2項及び第6条第2項で、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めております。また、附則第2項で、職員の給与に関する条例の第12条第2項の再任用職員の時間外勤務手当に関する8時間を7時間45分に改めております。この改正条例の施行期日は、平成22年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。時短に関して、現在より15分ほど短縮されるわけですが、5時15分から5時30分の間で、これまで住民サービスをそれなりにされてきたわけですが、これによって住民サービスが低下することにつながるというように思うんです。それに対する対応はどのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）住民サービスの低下にならないような代替策につきましては、施行期日までに検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。西田議員。

○8番（西田）今の質疑と類似するようなことなのですが、時差出勤等またはフレックス、こういった運用面は考えられているかどうか。サービスの低下を起ささないようにという答弁がございましたので、時差出勤等の検討はどのようにされているか、お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それらも含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。あわせて資料2の給与改定の概要及び資料3の特別職の職員で常勤

のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお出してください。なお、この条例は町長、副町長に係るものでございます。今回の改正でございますが、国の人事院勧告により期末・勤勉手当の支給月数が0.35月分引き下げられたことに準じまして、期末手当の支給割合を改定させていただくものでございます。改正条例は、1つの改正条例の中で施行期日が異なる改正を行うことから、12月期分の改正を第1条で、6月期分の改正を第2条において整理を行っております。

内容でございますが、第1条で12月期分の期末手当を0.15月分引き下げ2.175月分とし、第2条で6月期分の期末手当を0.2月分引き下げて1.925月分とし、年間支給率を4.1月分とするものでございます。資料2、給与改定の概要の1ページに特別職に係る期末手当支給率を載せておりますので、ご覧ください。この改正条例の施行期日は、1条につきましては平成21年12月1日から施行し、第2条は平成22年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。町長が6月を0.2減額しておりますし、12月で今度0.15、合わせて0.35ということになりますけれども、これで総額どのぐらいになるのか、金額で示していただきたいと思います。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）63万2,940円になります。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第47号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案に反対討論をいたします。

提案理由は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、期末手当の支給割合を改定するとしております。内容は、民間との較差0.22%を是正ほか4項目ありましたけ

れども、特別職は期末手当を6月から0.2減額、今回の0.15減額、年間合わせると0.35ということになります。金額は先ほど問い質したところでございます。特別職の期末手当は今年度4.450から4.100、0.35引き下げられるわけですがけれども、5月には人事院が既に決まっていた公務員の夏季一時金6月支給をカットする勧告を出し、それを受けて実施されました。また、今回も5月に続いて人事院勧告に従い、年2回も提案されていることは異常であります。このまま、民間が下がったのだから公務員も下げる、公務員も下げるから民間も下げるとするのは悪循環を競い合うことになり、経済も生活も冷え切ってしまう、最終的には日本のあらゆる基盤が崩れていくことにつながります。

労働運動総合研究所が11月18日、おとといですね、発表した調査によれば、大企業を中心に売上金は横ばい、従業員の給料はだんだん下がり、労働者を犠牲にして、内部留保金は1996年から10年間で倍増しております。内部留保金の異常なため込みが内需を縮小させ、国際的にも落ち込みが著しい日本の経済の危機の原因になっていると強く指摘しております。特に今日、最低賃金の時給や非正規雇用者のルールの見直しの声が上がっておりますが、その労働者は雇用身分が不安定で雇用され、しかも低賃金、低過ぎる年金、無年金、雇用保険未加入、長時間労働で、現在の貧困そのものであります。そのため、結婚ができない。それにより急速な少子化が進み、その結果、将来の社会基盤が崩れているのはだれが見ても明らかであります。

こうした中、派遣労働者への置きかえ、賃下げと下請いじめでため込んだ膨大な内部留保金を労働者救済のために回そうとしない財界、大企業の横暴を追及することこそ政治の役割であります。特別職の減給提案は心情的にはわかりますけれども、現在の異常な政治環境を取り巻く状況を解決する方法ではなく、逆行しております。日本の明るい未来と展望は、日本の国民の暮らしや社会基盤を安定させることから始まります。特別職の給料を下げ、そのことにより職員の給料を下げ、我慢させるだけでは何の解決にもならないことを指摘し、反対討論いたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この特別職の給与に関しては暫定的に前回引き下げております。今回は人事院勧告が実際に出てきた段階で、これ相応という形で人勧が制定されたものでございます。前の全員協議会で私が質問したところ、人事院勧告の給与表に基づいて職員または特別職の

給与が実際に運用されているという答弁がございました。なおかつ、その給与表に逸脱してしまうと給与のバランスが崩れるというような表現もなされました。そういう意味で、本来、人勧にそぐわないで独自の給与表をもって運用されるという立場であれば賛成し得ないものと考えますが、現段階で人勧に逸脱した形で給与を運用すると内部に給与のひずみが生じるということが執行部からも説明がありました。そういう意味からして、今後、人勧に対して是正がなされる体制ができ得るときに、こういった人勧の勧告を受けて独自に判断できる立場になれるというふうに私は理解していますので、そういう意味から、今回の給与改定にかかわる条例の制定については賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第48号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第48号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告、国家公務員の給与の改定方法及び労働基準法の一部改正に伴う時間外勤務手当の支給割合の改正等に準じて、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第48号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。あわせて資料2の給与改定の概要及び資料4の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をお出してください。今回の改正につきましては、人事院勧告及び労働基準法の一部改正に伴う時間外勤務手当の支給割合の改正に準じ、所要の改正をするものでございます。職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、第47号議案と同様に、

施行期日の異なる内容及び複数の条例を1つの条例で改正しております。第1条、第2条、第4条で職員の給与に関する条例の一部改正を、第3条で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。第1条は給料、住居手当、及び12月期分の期末手当と勤勉手当の改正を、第2条は時間外勤務手当の支給割合等及び6月期分の期末手当の改正を、第3条は時間外勤務手当代休時間制度の新設に伴う改正を、第4条は平成17年度の人事院勧告により給料表が改定された際に適用された現給保障の支給額を改正するよう整理を行っております。

改正の内容でございますが、主に資料2の給与改定の概要でご説明いたします。まず、今年度の人事院勧告でございますが、民間給与との較差を是正するため、月例給を0.22%引き下げるものでございます。その1点目は、中高年齢層を引き下げる給料表の改定を行うものでございます。あわせて、平成18年度から支給しております現給保障についても減額するものでございます。2点目は、新築住宅等に係る住居手当の2,500円を廃止するものでございます。3点目は、期末・勤勉手当の支給月数を0.35月分引き下げるものでございます。4点目は、時間外勤務手当の割増賃金率に関する労働基準法が改正されたことを踏まえた改正を行うものでございます。次に、人事院勧告に基づく官民較差でございますが、月例給で863円の引き下げとなっております。内訳は、給料596円、住居手当209円、地域手当等のはね返し分が58円となっております。

議案書の3ページをお願いします。この人事院勧告の内容に準じまして、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の第1条におきまして、第10条の新築等の自宅に係る住居手当2,500円を廃止し、第15条で12月期分の期末手当の支給月数を、第16条で勤勉手当の支給月数を引き下げていること、及び別表の給料表の改正を行うための所要の改正を行ったものでございます。議案書の6ページをお願いいたします。第2条では、第12条の時間外勤務手当の支給に関し、労働基準法が改正されたことを受け、1カ月に60時間を超えた時間外勤務手当について、従前の手当に100分の25を加算した額を支給するものでございます。また、15条では6月期分の期末手当の支給月数を引き下げております。7ページをお願いいたします。第3条では、第2条で述べた60時間を超えた勤務時間について今回の改正で加算された部分を、手当を支給する代わりに時間外代休時間として代替休暇を与えることができるようにするものでございます。8ページをお願いいたします。第4条では、平成17年度の人事院勧告により給料表が改正された際、平成18年度から激変緩和措置として支給されている現給保障を率にして0.24%減額するもの

でございます。

資料2の給与改定の概要の1ページをご覧ください。海田町の改定状況でございますが、月額で663円、率にして0.16%の引き下げとなります。内訳につきましては、給料が393円、住居手当258円、はね返り分が12円となっております。資料の②の一般職に係る期末・勤勉手当についてでございますが、減額月数につきましては、人事院勧告に準じて期末手当を0.25月分、勤勉手当を0.1月分、あわせて0.35月分を減とするもので、6月期分は1.95月分、12月期は2.2月分、合わせて年4.15月分の支給となるものでございます。資料の2ページをお願いいたします。③の再任用職員に係る期末・勤勉手当でございますが、これにつきましては、現在対象となる職員はおりませんが、所要の改正を行うものでございます。次の労働基準法の改正に伴う時間外勤務手当の特例制度の新設でございますが、これは先ほどもご説明しましたように、労働基準法が改正され、月60時間を超える時間外勤務について、手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、60時間を超えた部分の時間外勤務手当については、引き上げられた差額の100分の25について、手当の支給に代えて代替休暇を与えることができる制度を新設するものでございます。3ページから5ページは改正後の給料表でございますが、網かけ部分が給料の引き下げが行われた部分でございます。

議案書の8ページをお開きください。施行期日は平成21年12月1日からでございますが、第2条及び第3条につきましては平成22年4月1日からでございます。その他、附則で経過措置等を設けております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。給与改定の概要の資料2の2ページの5、労働基準法の改正に伴う時間外勤務手当の特例制度を新設されるということで、月60時間を超える時間外勤務ということですが、月60時間を超えて時間外をされている1年間の人数は大体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）これは、今までの時間外につきましては土・日も含めたものになりますが、今回の改正につきましては日曜日等については除いた額で60時間を算定いたします。ちなみに、昨年度20年度は12人おります。そのほとんどは選挙の時期に生じたものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それで、今、政権が変わりまして、いろいろ制度の変更により時間外をされないといけない職員さんが増えていくと思うんですけども、その点はこの改定によってどのぐらいの職員さんがこの超えた時間外をされると見込まれますでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）今回の60時間の算定が、先ほど申しましたように、日曜日を外したものであるということになりますので、生じると考えられるのは、特殊な例として、来年の参議院選挙の際に総務課の選管職員が期日前投票に係る時間等をずっと残業いたしますので、その点で選管職員がかかる可能性があるというところしかご返答はできません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それともう1点、代替休暇を与えることができるという制度を新設されるわけですけども、その場合、今、海田町の場合は職員数が随分減になっておりまして、代替休暇をとりますと仕事に支障を来すのではないかと懸念されるわけですけど、その辺は代替をどうぞと言われるのか、時間外で対応してくださいと言われるのか、制度はできたけれども、どちらの方針でいかれるお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）先ほど課長が申しましたように、年間12人ぐらいの数でございます。これからまた日曜日を除きますと、ほとんどその対象が出ないんじゃないかと。出ましても、時間換算しますので、何時間の休みということになります。それは状況によって、休める状況であれば代替休暇でというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。給料表が変わってくるわけですけども、この表以外に資料が出ておりますが、1級から6級で該当者がずっと書いてあって、3級から4級の人が一番その割合の率を占めるわけですけども、1級から6級あって、号俸がずっとあるわけですね。一番多く下がる人、数百万単位でずっと計算されておるんですが、その一番下がる人はどのぐらいなのか。何号俸下がるか。3号俸下がるのか、4号俸下がるのか。それを1つ聞きたいのと、このことの改定によって職員の退職金あるいは年金がどう変わってくるのか、これをお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）一番下がる職員は6級職員で800円下がります。それと、退職金につき

ましては約4万8,000円程度でございます。年金につきましては、年金の計算方法が複雑でございます、こちらではちょっと、共済組合に問い合わせないと、判定はできません。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）資料の2ページのところに労働基準法の改正に伴うと書いてあります。労働基準法はもう制定されていると思います。猶予期間があって、来年の4月にその猶予が切れるんじゃないかというふうに理解しておるんですが、その点はどうなっておりますか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）労働基準法につきましては昨年度改正されておりますが、1年間の周知期間を設けて来年4月1日からということでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）周知期間ということは、実際には民間等も実施していないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）民間についても来年度の4月1日からでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。このたび人事院勧告ということなんですけれども、本来人事院勧告というのは、公務員といえども自治体労働者なわけですから、労働基本権が制約されておるわけなんですよね。その代替措置として人事院勧告であるのに、本来だったら、民間企業の景気のいいときに、公務員はスト権がないからそういうふうな代替措置ということだったんですけれども、この引き下げに対しても、ILOなんかは日本政府のこのやり方についてずっと改善しなさいと勧告しておるんですけれども、その辺のところはどういうふうに町としてこの人事院勧告というのをとらえておられるのでしょうかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）地方公務員法上で、他の民間の職員との均衡を保つという決め方がされております。その均衡を保つ物差しという形で人事院勧告をとらえております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今回の0.22%の格差というんですか、格差というよりは較差というふうな

意味合いが強いと思うんですけれどもね。それじゃ、この海田町でそういうふうな調査をしたのかと。国家公務員の場合は人事院勧告なんですけれども、地方公務員とかいうのは人事委員会だと思うんですけれども、そういうふうなことをされておるのかどうかと。ただ国がそういうふうな方針だから町も従いなさいというふうに私には見えるんですけれども、実際にそうではなくて、やはりその地域のいろいろな企業なんかの状況を見なければいけないと思うんですけれども、全くそういうふうなことはされていないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられますとおり、国においては人事院、都道府県、政令指定都市においては人事委員会においてそれぞれ調査されておりますが、海田町の今の体制におきましては独自に官民格差を比較するということはしかねると思っております。そのために人事院勧告、それから人事委員会勧告、そういったようなものを参考に、それに準じて改正するという手法をとらざるを得ないのではないかとというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。第48号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

日本国の憲法では、労働者は労働基準法、労働組合法、労働関係法という、いわゆる労働三法で守られています。しかし、公務員は労働基本権の制約があることから、その代償措置として、人事院が民間企業50人以上の事業所の賃金との均衡を考慮して改定するよう勧告することになっています。しかし、このような日本政府に対してILOは公務員の労働基本権を認めるよう何度も勧告しています。公務員は条例で給与が決められています。本来、町の職員といえども自治体労働者であります。労働者として受け取る給与は労使間で決めるべきであると考えます。議会の意思で何でもできるというものではありません。今回の人事院勧告は、民間の進んだ水準に公務員の労働条件を引き上

げるというのではなく、民間も含めて賃金の引き下げ競争をあおるものです。0.22%の民間との格差を前提にした人事院勧告では、5月29日の臨時議会で町職員の期末手当、勤勉手当は減額され、平均で6万8,220円引き下げになりました。また半年も待たずに、同じようにあわせて0.35カ月分引き下げで、平均で6万3,380円、年間で合わせて13万1,600円もの引き下げが行われようとしております。住民の多くは、公務員も含めて、働く者の権利が守られることを強く望んでいるはずです。あえて公務員と民間労働者を対決させ、公務員バッシングに手をかすことは、結局労働者全体の労働条件を悪くするだけです。ひいては町全体の発展に大きな支障ともなります。この条例には時間外手当の引き上げなどの改善面がありますが、給与の引き下げに対して反対いたします。よって、この第48号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に反対いたします。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西田議員。

○8番（西田）職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど特別職のところで申し上げましたように、今回の給与改定は給与表の一部分に関する改正がなされております。その給与表の一部分の改正を行うに当たって、次期給与改定が来たときにその是正はという質問を全員協議会の際にさせていただきました。そのときには是正がしがたいというふうに答弁が返ってきております。また、先ほどの副町長の答弁にありましたように、本町独自で民間調査を実施し、給与改定するというのは非常に難しい状況にあるということの答弁もございました。そういったことを考えますと、本町として独自の給与体系ができるようにしっかり研究していただいた段階で、人勧の表を使うに当たっても、その是正ができる力量ができた段階でこの給与表の改定をすべきというふうに私は考えます。そういった立場から、この議案に対して賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りします。

第48号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）この際、お知らせします。第49号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算につきまして、議案書の差しかえがございましたので、皆様のお手元に配付しております。

日程第6、第49号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）提案説明を行う前に、議案の差しかえがありましたことにおわびを申し上げます。今後このようなことのないよう十分に気をつけてまいります。

第49号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第6号）について。平成21年度海田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、全国瞬時警報システム整備工事等のための追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第49号議案、平成21年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

なお、議案の差しかえについてでございますが、議案の第2条繰越明許費の補正というのが議案のところから漏れておりましたための議案の差しかえでございます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、内容について、歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料5の平成21年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の保育所費の保育促進事業につきましては、県の補助金を活用して新型インフルエンザ等の感染症対策として各保育所に空気清浄機を購入するため、40万円増額するものでございます。次に、民生費の生活保護費の扶助費の生活保護費給付事業につきましては、生活保護費の母子加算の復活に伴い、183万4,000円増額するものでございます。次に、衛生費の保健衛生費の環境衛生費の地球温暖化対策事業につきましては、県の補助金を活用して住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金を創設するため、56万円増額するものでございます。3ページをお願いいたします。消防費の水防費の防災情報伝達体制整備事業につきましては、県の補

助金を活用して全国瞬時警報システムを整備するため、455万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方交付税の特別交付税につきましては、生活保護費の母子加算の復活に伴い、45万9,000円増額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の生活保護費負担金につきましても、生活保護費の母子加算の復活に伴い、137万5,000円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の民生費補助金の安心こども基金事業補助金につきましては、保育所用で購入する空気清浄機の財源として40万円増額するものでございます。次に、衛生費補助金の住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金につきましては、町で創設する補助金の財源として56万円増額するものでございます。次に、消防費補助金の防災情報通信設備整備事業交付金につきましては、全国瞬時警報システム整備工事の財源として455万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第49号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,051万8,000円とするものでございます。続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございますが、全国瞬時警報システム整備事業につきまして、今年度中に事業が完了する見込みがございませんので、繰越明許費を追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田議員。

○13番（原田）13番、原田です。まず、今説明を受けました保育所費のところでは新型インフルエンザの予防のためというような理由もありましたけれども、何台購入されるのか。ウイルス云々かんぬん、そこまでできるような機械なのかどうかというのを伺いたい。

それともう1点、環境衛生費、地球温暖化対策事業で56万円、県の支出金からそのまま出るんでしょうけど、何件分の補助なのかということと、これは制度的にいつから始められて、着手とか着工とかいうのがありますから、それをお答えいただきたい。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、今回補正をお願いする空気清浄機の整備台数でございますが、

1 保育所 2 台ずつを予定しております。それから、空気清浄機の機能でございますが、ウイルス、カビ、花粉、ちり、ほこり等に対応ができるような機器がございます。これを整備する予定でございます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）太陽光発電の件数でございますけれども、これは 8 件でございます。そして、実施期間でございますけれども、これは資料 6 にございますけれども、12 月 1 日から 3 月 31 日まででございます。

○議長（久留島）原田議員。

○1 3 番（原田）当面保育所が全部完備できないというふうに考えるんですね、今の台数。全部完備できるんですか。いわゆる委託をしている保育所等も含めて。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今回、県の方で予定されておりますのは認可保育所すべてでございますので、公立、それから私立も含めて整備が可能であるというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○1 1 番（西山）11 番、西山です。資料 5 の 2 ページ、3 の民生費、生活保護費給付事業なんですけど、私はこれ全額国庫支出金かと思っておりましたら、45 万 9,000 円は一般財源ですけども、この内訳はどうなっておりますでしょうか。

続きまして、4 の衛生費ですけども、今回県の支出金で 56 万計上されておりますけれども、前回、渡辺議員が質問したときに、私は町単独の補助金もこの中に加算されると思っておりましたけど、そのお考えは今回なぜ入っていないのかということをお聞きしたい。

続きまして、3 ページの消防費の中の水防費、工事請負費 455 万、今回これは国庫支出金で助成されるわけですけども、まだこの間の全員協議会では内示には至っていないと思われるんですけども、予算計上された理由は何でしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、母子加算にかかわる補助率でございますが、国庫補助の方が 4 分の 3 でございます。残りの 4 分の 1 につきましては特別交付税の中に算入されてくるというふうに閣議決定されております。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）太陽光発電の町の単独分はどうかということでございますけれ

ども、現時点では町の持ち出しというのは考えておりません。それから、これにつきましては県の特定財源の範囲内ということでございます。

それから、J－A L E R Tがまだ内示になっていないのに予算計上したとかということでございますけれども、これにつきましても現時点で県との調整の中でほぼ間違いないうことの情報を得ております。それで計上させていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）1点、最後のほぼ大丈夫だろうからということで。なぜ上げないといけなかったかという理由は大体私は察しはしておりますけれども、ほぼ大丈夫だからと、本来は予算計上すべきでない判断しておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、衛生費の今回の地球温暖化対策事業ですけれども、県の補助事業がスタートしたのは何年度からでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）補助事業の予算計上時期につきましては、その後の、逆に申しますと、予算がついたことによって正式に内示されるものもございますので、時期というのは一定の判断ができたところでさせていただくと。ただ、こういった特定財源を使いますものの逆に執行につきましては、当然に予算決定が来ない場合には事業の方を保留するという形をとりますので、議員がおっしゃいましたように、すべてを内示後というのが妥当だというふうに判断しておりませんので、この部分につきましては、これは当初予算も一緒でございますが、一定の見きわめができましたところで予算を提案させていただくというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）県の補助事業は今年度からでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。先ほどの説明の中の資料6のところなんですが、まず、補助対象範囲というのをもう少し明確に説明をお願いいたします。

それと、今回の補助額は県からの補助額というふうになっておりますが、国の補助との関係はどのようになっているか。この2点をお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）これの補助対象範囲でございますけれども、これにつきまして

は省エネ設備の、こちらの資料に掲げておりますように、LED照明、断熱材、複層ガラス、窓ガラス用断熱フィルム、そういったものをあわせてやるということが条件でございます。

そして、国の補助金との関係でございますけれども、要するに併用でできるかということかと思っておりますけれども、これは併用でできます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）補助対象範囲のことをお伺いしておるんですが、今ごろは年末になりましたいろいろなこういうカタログが随分家の方へ送られてくるんですが、部屋だけではなくて部屋以外のところの省エネ関係のものが随分このカタログの中に載っております。これは家屋に対しての改善ですか。そのために省エネ設備を使ったとか、家屋以外の例えば庭に使う場合はどうなのか、そういったところをもう少し明確にさせていただきたいという意味で範囲のところをお聞きしたんですが、そこをもう少し明確にお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）補助対象の範囲でございますが、これは住居のほかに、例を挙げれば、玄関灯であるとか、屋外の駐車場への外灯であるとか、そういったものも該当いたします。庭にも該当いたします。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）先ほどの省エネの設備のことですが、これは今、8件を対象にということなんですが、とりあえず8件を超えたらどうなるのかということをお聞きします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）8件までで打ち切りでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）先ほど、ほかの太陽光発電とかそういった大規模なものについてと聞いていたんですが、庭にLEDの照明をつけただけでも補助が出るのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）これは当然太陽光発電とあわせてのものでございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）ようわからんのじゃけど、太陽光発電をつけて、しかも例えば庭にLED

Dの照明、駐車場に、あとペアガラスとか、そういうのをセットでやられた場合ということですね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）そのとおりでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）カタログでLEDソーラーセンサーというような製品が出ておるわけなんですけど、そういったものの取付けにおいても補助が出るというふうに理解してよろしいんでしょうか。大規模な太陽電池という表現をされているのか、例えば太陽電池にもいろいろあるはずですね。小さいものもあります。ガーデンには小さいLEDで外灯が照る場合もございますので、その太陽電池の範囲が今度はわからなくなってきたんですが、その補助対象範囲、これがもうちょっと明確になっていないので、もう少し正確に、明確にお答え願いたいと思います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今説明しておりますのはいわゆる太陽光発電がメインでございます。これに附属して今の居室等の省エネをする。非常に額としては少ないものでございます。太陽光発電は、電力会社と電灯契約を締結して、かつ余剰電力の受給契約を締結するということがメインでございます。これに附属して、今の省エネ住宅でございますか、額は低うございますけれども、国の制度と相まってということでこういうことになってございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像でございます。同じようなことになりましたけれども、補助対象者について確認させてください。ここに書いてある部分では、海田町内に居住予定で、みずから住宅を建築する者が1番。2番目には、建売住宅を購入する者。だから、新たに今から新規に家を購入する者が対象なのか、それとも今ある住宅に太陽光発電をつけることも対象になるのか、それについて再度確認させてください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）対象者でございますけれども、これは現在既存住宅の方も新築の方も両方対象になります。

○議長（久留島）原田議員。

○13番（原田）議案が上程されて議案の説明を財政課長から受けたんですが、資料の6

と7があるじゃないですか、これにね。この説明がなかったのはなぜなのかということを知りたいんです。お金の話は歳入歳出でわかったんですが、せっかくだけある資料の6と7を、見りゃわかるじゃないか、おまえらわからんのかというふうにもとれんこともないんですが、この説明がなかったのはなぜでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）議案資料の説明につきましては、いろいろ資料が添付されておることがございます。すべからず説明をしておるわけではございませんで、必要に応じて説明をさせていただきます。特にわかりにくいものについては説明を要すると思うんですけれども、今回はそれは省略させていただいたわけがございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第50号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第50号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、緊急雇用対策事業のための追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第50号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料8の平成21年度補正予算説明書によりご説明させていただきます。まず、歳出からご説明

いたしますので、2ページをお願いいたします。1款総務費の総務管理費の一般管理費のレセプト点検事業の報酬31万5,000円は、医療費適正化への取り組みといたしまして、重複・頻回受診の減少を図るためにレセプトの点検・抽出を行う点検員1名の雇用に伴い、増額するものでございます。使用料及び賃借料1万円は、事務机・いすの借上料として増額するものでございます。次に、8款保健事業費の保健事業費の保健衛生普及費の健康づくり事業の報酬62万1,000円及び共済費7万7,000円は、レセプトから抽出した重複・頻回受診者に対し、訪問による健康相談及び指導を行う保健師1名の雇用のため、増額するものでございます。次に、需用費3万6,000円は、訪問活動に必要な訪問服、血圧計等の消耗品を増額するものでございます。使用料及び賃借料5万円は、事務机・いす、パソコンの事務機器の借上料として増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。6款の県支出金の県補助金の緊急雇用対策基金事業補助金の110万9,000円は、今回のレセプト点検員及び保健師の雇用に伴う県補助金の増額でございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、第50号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,100万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。補正予算説明書の資料8の2ページ、もう一度詳しく説明いただきたいと思うんですけども、一般管理費のレセプト点検事業、本来レセプト点検というのは違法な点数加算とかがあるのを見つけ出す事業だと私は判断していたんですけども、今回8の保健事業費、健康づくり事業で、そこで見つかった人に家庭訪問する保健師1名を雇用のための78万4,000円を計上されているんですけど、この内容をもっと詳しくまず説明していただけないでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）毎月医療費請求としましてレセプトが町に来るわけなんですけれども、先ほど議員が言われましたように、その請求については内容を精査し、いわゆる間違いの請求については戻すようにしております。ただ、レセプトの内容を審査いたしますと、海田町におきまして重複、それと頻回の方がかなりいらっしゃるということがございま

す。これらの方に保健指導をすることにより重複とか頻回が減ってきますと、医療費の削減につながるのではないかと考えております。このような状況の中から、レセプト点検員さんを新たに雇用いたしまして、こういうレセプトを抽出したいと思っております。抽出したものにつきましては具体的に指導または相談等を行うということが必要でございますので、それらの指導、相談ができる保健師さんを雇用し、自宅まで主に訪問していただいて保健指導を行いながら、疾病の早期回復と医療費の削減につなげていきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、レセプト点検をされて、1人の方が同じ病名でたくさん病院に行かれていますかというのが対象になると判断するわけですがけれども、その中で、どういったところまでを基準に保健師さんに行っていただくのか、明確に、その保健師さんが行かれる家庭訪問の基準はちゃんとなされているでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）現在この事業につきましては、今まで海田町で特にこれを抽出してやったことがございません。ただ、頻回受診といいますのは、海田町内でいきますと、同じ病気で複数の病院にかかっておられる方が主になると思います。基本的には頻回も重複もそのような形で、同じ病気を複数の医院でかかるということになります。そういうことがございまして、特に今基準がどうかということにはございませんけれども、通常三、四カ月同じ病気で複数の病院にかかっている方は重複・頻回の対象者になると考えております。これはまだ今からやっっていこうとすることでございますので、その辺についてはどの程度そういう基準を持ったときに何人ぐらいいらっしゃるかということもあると思いますので、今の時点では明確にその基準を何カ月とかということを対象にはしておりません。レセプトを見ながら、訪問できる範囲で、なるべくそのような形を防いでいくという形で決めさせていただきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回の補正予算は21年度の補正予算でございますよね。そういたしますと、これが可決されまして、実施期間は4カ月ですね、12月、1月、2月、3月。じゃ、この計画は立てられていると私は判断……。計画を立てないと、何も無いのに計上するわけにはいかないと私は思うんです。1カ月でどの範囲を注入してレセプト重複を見つけて、人数がどのくらいになるからどれだけの方を家庭訪問しようとか。じゃ、そうい

った計画性も全然なくて今回この予算を計上なさったと判断せざるを得ないんですけど。内容も精査されなくて。もう一度、保健師さんが家庭訪問される対象ですね。してみないとわからないのはわかるんです。でも、重複に同じ病気でたくさんいらしているというのはどういう病気というのも、専門家であればほとんど予測できるはずですし、今までのある程度の資料があればもう計画は立てていらっしゃると私は判断するんですけども、その点はどのようですか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回の事業につきましては新規事業ということで、具体にはこれから詳細がいきますけれども、基本的には生活習慣病、そのうち糖尿病患者、これがメインになろうと考えております。その中から重点的に抽出しまして、糖尿病等での治療をされている方を中心に訪問あるいは電話等での指導関係をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）県の補助金であります、県からこういう事業に使いなさいという目的で言われたか、海田町が独自に模索してこういう計画をされたのか、どちらかお尋ねします。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（細川）特段県からの、こういった事業に使いなさいということはございません。海田町独自でいろんな形で、今言われましたように、糖尿病対策とかそういった事業で、現在失業中の方を雇って、このたびの事業につきましては専門的な職員でありますけれども、そういった方を雇うということで、町独自で立案したものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）2ページに机・いすの借上料というて書いてあるんじやが、これは海田町に1つや2つあって使う……。これはどこから借りているんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（飯田）これは民間のレンタル会社からレンタルとして借り上げるものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第8、第51号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第51号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、緊急雇用対策事業のための追加の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(加藤) それでは、第51号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。資料9の補正予算説明書をお願いします。2ページの歳出からご説明いたします。今回の補正は、緊急雇用対策基金事業補助金を活用し、国が示す介護給付等適正化事業に取り組むために必要な一連の予算でございます。まず、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の任意事業の報酬62万1,000円の増額及び共済費7万7,000円の増額は、介護保険制度の専門職である介護支援専門員を1名雇用し、体制整備を図るのに要する費用でございます。次の需用費1万8,000円の増額は、適正化事業の1つである介護認定訪問調査に必要な訪問用ユニホーム等消耗品を購入する費用でございます。次の使用料及び賃借料1万円の増額は、専門員が使用する机・いすのレンタルに必要な費用でございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。県支出金の県補助金の緊急雇用対策基金事業補助金72万6,000円の増額は、歳出でご説明しました介護支援専門員1名の雇用に伴うものでございます。

それでは、第51号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,561万9,000円と

するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第51号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、発議第12号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（久留島）提出者より提案理由の説明を求めます。多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。発議第12号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。今回の改正は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

内容についてご説明いたします。改正は施行期日を2段階にする手法で行います。まず第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の162.5にする改正を行います。続いて第2条において、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の147.5にする改正を行います。最後に、施行期日でございますが、第1条の改正規定は平成21年12月1日から施行します。一方、第2条の改正規定は平成22年4月1日から施行します。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 15番、佐中です。発議第12号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

提案理由は先ほどありましたが、人事院の給与勧告に基づいて、常勤の特別職と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これに関連しての提案であります。年2回も異常な人事院勧告に基づき提案されることに反対するわけです。町長が63万2,440円、職員が平均13万1,600円、議員が7万6,200円、これが人事院勧告に基づく減額であります。議員みずから、人事院勧告に基づかないで、海田町の財政状況、議員の日常活動や仕事ぶり、議員のレベル、また町民の負託に対しての評価等々、みずからの報酬を検討し、削減するのであれば、大いに賛成し、提案もいたします。しかし、今回のこの問題は人事院勧告に基づく。こうした提案に対し、私は賛成しがたいのであります。

国民の生活の基盤になっている全労働者の給料の削減を理由の提案は本末転倒であるというように考えます。日本を牛耳っている支配者は大企業の経営者や財界、そして投資家等であります。この10年間で労働者を犠牲にしながらいよいよ2倍もの内部留保金をため込み、国民には還元しないで格差社会をつくり上げてきました。それをなすがままに、支配者は国民のたった1%から2%で、この10年間、景気のいいときも悪いときも、もうけるだけもうけて、バブル時代は市場空前の利益を上げ、ため込むだけため込み、そのお金を政治献金しながら政治的に圧力をかけ、労働者には雇用規制を緩和し、非正規社員を多くつくり出し、その実態は産業予備軍をつくり、失業者をつくっていく。その結果、安くても働く場所を求める労働者をつくり上げ、賃上げはほとんどないというのが今日の最悪の状況を意図的につくり出してきておるわけでございます。確かに世界の不況の影響もありますが、だからこそ、これまでためていた内部留保金を取り崩し、国民に還元すべきであります。こうした意図を持つ人事院が勧告することを理由に削減することに反対するものでございます。以上です。

○議長（久留島）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

先の第47号議案、第48号議案におきまして、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について賛成いたしました。今大変な世の中にありまして、この不況を乗り越えるためにはお互いに痛みを感じ、お互いに乗り越えないといけないと思っております。今回の改正する条例案に対しまして、提案理由がやはり人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮した一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、私たちの期末手当の支給割合を改定する案に賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西田議員、いずれの討論ですか。

○8番（西田）賛成討論です。

○議長（久留島）賛成討論を許します。

○8番（西田）8番、西田です。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの特別職また職員に関する人事院勧告の制定に関して賛成したのでございますが、過去の議員報酬にかかわる問題点があります。1つは、ある事件が起きた場合に議員報酬の引き下げを行いました。それがいつまでその回復をするかというような問題点も整理されない中に、今までずっとその下げられた議員報酬で行ってきた経緯もございます。そういったことを踏まえたときに、内部にいろんな矛盾を抱えます。今回は人事院勧告に従って事を進める方が問題点が発生しないというふうに考えます。これから本町独自で議員報酬の考え方を精査しながら研究がきちっとできるのならば、その時点でいろんな意味の反対・賛成が議論できると思いますので、今回は人事院勧告に沿って本来動くべきではないかというふうに思います。それに代わるものがないというふうに理解しますので、この議案に対して賛成いたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、起立により採決を行います。お諮りします。

発議第12号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成21年第10回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前10時35分 閉会